

Requested Patent: JP11328257A  
Title: ELECTRONIC DATA EXPORT SYSTEM ;  
Abstracted Patent: JP11328257 ;  
Publication Date: 1999-11-30 ;  
Inventor(s): SUETSUGU HIROKI ;  
Applicant(s): HITACHI LTD ;  
Application Number: JP19980132950 19980515 ;  
Priority Number(s): ;  
IPC Classification: G06F17/60 ;

Equivalents:

**ABSTRACT:**

**PROBLEM TO BE SOLVED:** To export electronic data of a control object through a communications means or the like by sending permission data for recognizing the propriety of export from an exporter to an importer and making the importer confirm the propriety of the export to the electronic customs. **SOLUTION:** The exporter 100 performs a prescribed application procedure to a prescribed application organization 102 and the exporter 100 for export using the communications means or the like of the electronic data applies for the information of an IP address and a URL, etc., for indicating the location of the importer 101 together. The prescribed application organization 102 delivers the permission data for the export of the electronic data to the exporter 100 and also delivers data required for confirmation to the electronic customs 103. The exporter 100 sends the permission data through the communications means or the like to the importer 101 and the importer 101 confirms the propriety of the import of the electronic data to the electronic customs 103 through the communications means or the like based on the permission data and the electronic data. At the time, the importer 101 sends the information of the IP address and the URL, etc., for indicating the location to the electronic customs 103.

(19)日本国特許庁 (J.P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11)特許出願公開番号

特開平11-328257

(43)公開日 平成11年(1999)11月30日

(51)Int.Cl.<sup>6</sup>  
G 0 6 F 17/60

識別記号

F I  
G 0 6 F 15/21

Z

審査請求 未請求 請求項の数6 OL (全 8 頁)

(21)出願番号 特願平10-132950  
(22)出願日 平成10年(1998) 5月15日

(71)出願人 000005108  
株式会社日立製作所  
東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地  
(72)発明者 末次 博樹  
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町5030番地 株  
式会社日立製作所ソフトウェア開発本部内  
(74)代理人 弁理士 小川 勝男

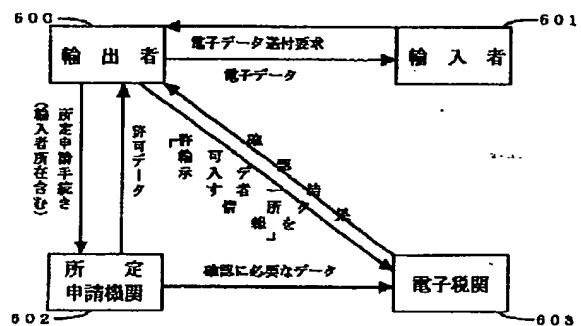
(54)【発明の名称】 電子データ輸出システム

(57)【要約】

【目的】

【解決手段】税関業務に相当する手続きを実現する電子税関を設け、申請された電子データとその輸出先の照合を行なうために、電子データを識別する情報を含む許可データを輸出管理手続きの申請機関に輸出者に対して発行してもらい、輸入者がこの許可データを電子税関に通信手段等により直接、または輸出者経由で送付する際にURLやIPアドレス等の輸入者の所在を示す情報が同時に送付されるために、電子税関では、電子データと輸出先の正当性の確認が行なえる。

図 6



## 【特許請求の範囲】

【請求項1】設計図面、製品仕様書、マニュアル等のコンテンツ情報、ソフトウェアプログラムのコード、CADやシミュレータや科学技術計算のシステム動作実行に用いる図面やシミュレーションやパラメータデータ等に代表される電子データのなかで、国際協定「ワッセナー・アレンジメント」に準拠する「外国為替および外国貿易管理法」およびこれに関連する政令、省令、通達における規制対象の電子データを輸出する際に、輸出者は、該電子データを輸出先とともに輸出許可・役務取引許可伺いを所定申請機関に申請することで、該所定申請機関より、輸出の正当性を認める許可データを受け取り、該輸出者は、輸入者に該許可データを送付し、該輸出者が税関に該電子データを提示する代わりに、該輸入者が、結果として税関業務相当を実施できる機能を有する電子税関に輸出の正当性を確認することにより、該輸出者が該電子データを逐一物理的媒体に収納して、税関に提示せずに、該輸出者と該輸入者間で該電子データの正当なる輸出手続きを成立させる方法であり、正当な取引を行なう該輸出者と該輸入者間の該電子データの輸出行為の輸入場所における正当性の確認を該電子データを収納した物理的媒体として税関において行なうことなく、該輸出者と該輸入者間での通信手段等により実現することを特徴とするシステム。

【請求項2】該輸出者は、該電子データを輸出先とともに輸出許可・役務取引許可伺いを該所定申請機関に申請し、該所定申請機関が、該許可データに加えて、該電子データの圧縮形状、暗号化形状、マスク形状等に加工した加工データを該輸出者に送り、該輸出者が該許可データと該加工データを該輸入者に送り、該輸入者が該許可データを該電子税関に送ることで、該加工データを復元するための解凍ロジック、暗号鍵、マスクパターン等を受け取ることで、正当な取引を行なう該輸出者と該輸入者間の該電子データの輸出行為の輸入場所における正当性の確認を該電子データを収納した物理的媒体として税関において行なうことなく、該輸出者と該輸入者間での通信手段等により実現することを特徴とするシステム。

【請求項3】請求項1、または請求項2の該許可データは、該電子データが許可された該輸入者からの正当性の確認のためのデータであり、確認をすべき該電子税関の所在場所を含む場合、または、含まずに、該輸出者が該輸入者に該許可データと並行して、あるいは同時に該輸出者に送付する場合があります、該輸入者が、該許可データを元に該電子税関に確認依頼する際は、該許可データに該輸入者の意志に依らず該輸入者の所在場所を示すIPアドレス、URL等の情報を加えて該電子税関に送付し、該電子税関で、該輸入者の所在場所が該輸出者から申請された該輸入者の所在場所と合致することを確認できることを特徴とするシステム。

【請求項4】請求項1、または請求項2の該許可データは、国際協定「ワッセナー・アレンジメント」に準拠する「外国為替および外国貿易管理法」およびこれに関連する政令、省令、通達における輸出行為が輸出国外の国、または地域への輸対象物の持ち出しに限定されず、輸出国外の国、または地域に籍を有する人への販売、提供、使用許諾、情報開示等の行為も含むために、請求項3において、正当な輸入場所の確認に加え、正当な該輸入者であることを確認するための識別データ等を含むことにより、正当な場所における正当な人による輸出行為を可能にするシステム。

【請求項5】請求項1、請求項2のいずれか、または双方において、請求項3を含み、これに請求項4を含む場合と含まない場合のいずれにおいて、実現するための装置、設備等を含むシステム。

【請求項6】請求項5を実行するためのプログラムを含む媒体。

## 【発明の詳細な説明】

## 【0001】

【発明の属する技術分野】国際協定「ワッセナー・アレンジメント」に準拠する「外国為替および外国貿易管理法」およびこれに関連する政令、省令、通達において、該電子データは、ハードウェアと用途の組み合わせにより、輸出規制対象、非対象が定められているが、輸出時に予め申請された内容か否かを税関で確認するために、該電子データは、物理的な媒体上に収納され、税関で確認される必要がある。ハードウェアと同時に輸出される場合を除き、該電子データは、技術的には、インターネットや特定回線等の通信手段を用いた輸出が可能であり、正当な輸出者と正当な輸入者間の取引において、通信手段を用いた該電子データの正当な輸出手続きを可能とする。国際協定「ワッセナー・アレンジメント」に準拠する「外国為替および外国貿易管理法」およびこれに関連する政令、省令、通達における輸出であり、いずれの場所に置いても、規制対象の国、または地域に属する人による輸出行為にも規制が及ぶため、この正当性の確認も実現する。現行手続きにおいて可能な密輸出、密輸入等の不正行為については、本特許の対象ではなく、正当な手続きにおいて実現できなかった該電子データの通信手段を用いた輸出を実現することに主眼を置く。

## 【0002】

【従来の技術】従来輸出手続きにおいては、税関における正当性の確認が必要であり、このために、該電子データは、物理媒体に収納して税関に正当性の確認依頼をするのが原則であり、通信手段等により該輸出者と該輸入者間で該電子データの授受を行なう場合に、便宜的に申請書類とその許可証により、代替しているが、申請書記載内容と該電子データの確認が一切行なわれないという課題がある。

## 【0003】特殊法人日本機械輸出組合と財団法人戦略

技術貿易センターを中心に運営される輸出規制品の輸出許可申請手続きができる情報ネットワーク「輸出管理VANシステム」は、輸出申請手続きのオンライン化であり、輸出品は、形態によらず対象になっていない。同種の米国政府の輸出管理システム「エレイン」は、これに許可証発行もオンラインで可能であるが、同様に輸出品は、対象になっていない。仏国郵政省電気通信総局が運用している「ミニテルネット」は、輸出規制品目に関する情報提供サービスであり、手続きには直接関知しない。

【0004】国際協定「ワッセナー・アレンジメント」に準拠する「外国為替および外国貿易管理法」およびこれに関連する政令、省令、通達における輸出手続きを実現する手段としては、公知例の出願番号特願平7-223741号公報「暗号通信システム」、特願平7-217678号公報「電子メールシステム」、特願平5-209323号公報「機能データインターフェース方法および機能データインターフェース装置」、特願平7-32366号公報「動的なプロシージャの輸出機構」、特願平3-311517号公報「海外現地生産用資材輸出価格設定支援システム」、特願平6-23143号公報「電子文書処理方法」等、該輸出者と該輸入者間の該電子データ取引の技術的な実現手段としての公知事例は多数あるが、該電子データの正当性を証明する手段に欠け、輸出管理における該電子データの通信手段を用いた輸出手続きの解決手段とはならない。

【0005】特願平8-5125号公報「個人認証方法」の請求範囲を該輸出者、該輸入者、該所定申請機関、税関に置き換えた場合に、いかなる輸出においても該輸入者の正当性を確認する技術であり、輸出管理においては、輸出規制対象外のものについては、審査そのものを否定しているため、国際協定「ワッセナー・アレンジメント」に準拠する「外国為替および外国貿易管理法」およびこれに関連する政令、省令、通達の波及外の規制につながり、利用はできない。また、輸入場所の概念が反映されていない。

【0006】特願平4-277784号公報「中央防護制御システム」、および特願平2-409817号公報「利用者認証方式」の請求範囲を該輸出者、該輸入者、該所定申請機関、税関に置き換えた場合に、該輸出者が自ら正当性を認証し、かつ輸入場所の概念が反映されていない。

【0007】特願平5-8817号公報「広域環境利用者認証方式」の請求範囲を該輸出者、輸入者、該所定申請機関、税関に置き換えた場合に、該所定申請機関と税関は、該輸入者からの申請に基づき、該輸入者に対し「証明書」を発行するため、該輸出者が申請する輸出管理手続きにおいては、利用できない。該輸出者に対して「証明書」を発行する場合では、該輸出者が正当性の審査を受けることになり、目的を達成できない。

【0008】電子商取引において、購入者と販売者と認証者の関係を該輸出者、該輸入者、該所定申請機関、税関に置き換えた場合に、上記公知事例の通り、販売者が購入者の正当性を未知のものとした場合に購入者の正当性を確認することに主眼が置かれ、該輸出者と該輸入者間で正当な取引の合意を得た上で手続きとは、課題が異なるし、輸入場所の概念が考慮されておらず、戦略兵器の特定国への輸出の禁止が目的の一つである輸出管理の必須解決手段が欠けている。

【0009】特願平7-312592号公報「アクセス制御システムおよびアクセス制御方式」は、「アクセス場所」により利用可能な資源の制限を目的としているが、「ユーザ」がアクセス要求をしてきた場所に依りて、利用できる資源の制限を変えることが主眼であり、第三者の介入はないという点で、解決する課題が異なる。

【0010】USP4,528,648「System for reproducing information in material object at a point of sales location」では、ベンダーがその販売拠点に対し、該電子データを送付する手段における問題の解決に主眼がおかれており、場所の問題の解決手段には、言及されていない。

【0011】以上、輸出管理における該輸入者の所在場所と所定申請機関への申請により許可された輸出品を税関、もしくはこれに相当する機関が確認するという要素を併せ持つ解決手段の公知例はない。

【0012】

【発明が解決しようとする課題】本発明が解決しようとする課題は、国際協定「ワッセナー・アレンジメント」に準拠する「外国為替および外国貿易管理法」およびこれに関連する政令、省令、通達における規制対象の該電子データを輸出行為を該輸出者と該輸入者間で通信手段等を介して実現することであり、また、インターネットによる該輸入者が該輸出者が提供する該電子データを正当に取りに行くという行為を実現することである。

【0013】

【課題を解決するための手段】上記目的を達成するために、結果として税関業務相当を実施できる機能を有する該電子税関を設けることにより、物理的な媒体に該電子データを収納して、税関に持参することもなく、かつ、税関を該所定申請機関が許可した証左を提出する一方で税関を通さずに輸出品を該輸入者に送付する非合理的な手段を選択する必要がなくなり、本来の輸出管理の目的を実現することができる。

【0014】該輸入者の所在場所を特定するために、該電子データを利用するにあたり、該輸入者が該電子税関に所在場所を特定するデータを該輸入者の意志に依らず送付させるために、該輸入者が該電子データを利用する前提として、該所定申請機関が発行する許可データを用

いた該電子税関へのアクセスを必須条件とすることにより、該輸入者の所在場所の特定を実現することができる。

【0015】所定申請機関が作る許可データを用いることが該電子データの輸出が成立条件とすることで、該所定審査機関による国際協定「ワッセナー・アレンジメント」に準拠する「外国為替および外国貿易管理法」およびこれに関連する政令、省令、通達との照合を実現することができる。

【0016】更に該所定申請機関が作成する該許可データとして、該電子データを加工した加工データを併用し、該輸出者が該加工データを該輸入者に送り、該輸入者が該電子税関から受ける情報を用いて初めて該電子データに復元することで、該輸出者が誤って申請された電子データではない電子データを輸出することの防止を実現できる。

【0017】また、更に該所定申請機関が作成する該許可データとして、識別データを併用し、該輸入者は、該電子データを得る際に該識別データを該電子税関に送り、正当性を認証してもらうことにより、該輸入者以外が該輸入者の所在場所から該電子データを得ることの防止を実現する。

【0018】

【発明の実施の形態】以下、本発明の実施例を図を参照して説明する。

【0019】図1は、本実施例のシステム構成図である。図1において、100は、輸出者、およびその設備。101は、輸入者、およびその設備。102は、所定申請機関、およびその設備。103は、電子税関。

【0020】輸出者100は、国際協定「ワッセナー・アレンジメント」に準拠する「外国為替および外国貿易管理法」およびこれに関連する政令、省令、通達に従い、所定申請機関102に所定申請手続きを行なう。所定申請手続きに加え、該電子データの通信手段等を用いた輸出を行なう輸出者100は、輸入者の所在場所を示すIPアドレスやURL等の情報を併せて申請する。輸出者100から所定申請機関102への輸出対象の該電子データの搬送は、通信手段等を経由する場合と、該電子データを物理媒体に収納して行なう場合がある。所定申請機関102は、輸出者100が申請した一切のものから、該電子データの輸出のための許可データを作成し、輸出者100に渡すとともに、電子税関103へ確認に必要なデータを渡す。該許可データは、輸出行為案件を識別するものであり、所定申請機関102から輸出者100への許可データの渡しと電子税関103への確認に必要なデータの渡し的手段は、通信手段等を経由する場合と、物理媒体に収納して行なう場合がある。輸出者100は、許可データを輸入者101に通信手段等を用いて送り、輸入者101は、該許可データと該電子データを元に、電子税関103に該電子データの輸入の

正当性を通信手段等を介して確認するが、該許可データと該電子データを電子税関103に送る際に輸入者101は、その所在場所を示すIPアドレス、URL等の情報を輸入者101の意志に拘らず電子税関103に送る。輸入者101の所在場所を示す情報を送らない手段を用いて、電子税関103に確認を行なっても、正当性の確認は実施されない。これにより、電子税関103では、輸入者101の所在場所を申請された輸入者の所在場所と照合できる。電子税関103より正当性の確認を行なった輸入者101は、該電子データの利用の正当性を保証される。輸入者101が、該電子データの受け取っても該許可データを電子税関103に送らずに確認依頼をしない、または、電子税関103で正当性が確認されない場合を把握することが可能である。

【0021】図2において、200は、輸出者、およびその設備。201は、輸入者、およびその設備。202は、所定申請機関、およびその設備。203は、電子税関。

【0022】図1との違いは、所定申請機関202が輸出対象の該電子データを所定申請機関202による圧縮形状、または、暗号化形状、またはマスク形状等へ加工された加工データを許可データとともに輸出者200が受け取り、輸出者200は、該電子データをそのまま輸入者201へ送るのではなく、該加工データを許可データとともに送る。並行して所定申請機関202は、電子税関203に、該加工データを該電子データに復元するための解凍ロジック、暗号鍵、マスクパターン等の電子データ復元情報とともに渡し、輸入者201は、該許可データを電子税関203に送付することで、該加工データを該電子データ復元情報を受け取り、該電子データを復元することができる。これにより、正当な輸入者201は、電子税関203に該許可データを送付しない限り、該電子データを得ることができない。図2において、加工データの代わりに電子データ復元情報を送付する場合は、図1と同じ効果となる。

【0023】図3において、300は、輸出者、およびその設備。301は、輸入者、およびその設備。302は、所定申請機関、およびその設備。303は、電子税関。

【0024】図1との違いは、所定申請機関302は、識別番号、パスワード等の識別情報を許可データとともに輸出者300に渡し、輸出者300は、該許可データ、該電子データとともに該識別情報を輸入者301に送り、輸入者301は、電子税関303に該許可データと該識別情報を送ることで、輸入者301の所在場所で、輸入者301以外の者が輸入者301に成り代わることを防ぐ。

【0025】図4において、400は、輸出者、およびその設備。401は、輸入者、およびその設備。402は、所定申請機関、およびその設備。403は、電子税

関。

【0026】図2との違いは、所定申請機関402は、識別番号、パスワード等の識別情報を許可データ、および加工データとともに輸出者400に渡し、輸出者400は、該許可データ、該加工データとともに該識別情報を輸入者401に送り、輸入者401は、電子税関403に該許可データと該識別情報を送ることで、輸入者401の所在場所で、輸入者401以外の者が輸入者401に成り代わることを防ぐ。

【0027】図5において、500は、輸出者、およびその設備。501は、輸入者、およびその設備。502は、所定申請機関、およびその設備。503は、電子税関。

【0028】図5における特徴は、インターネットによる輸出の特徴である輸出者500が特定できない所在場所にいる輸入者501が輸出元に該電子データを受け取りに来ることであり、逐一、輸出管理手続きを取ることが難しいが、輸出規制対象国、または地域からの受け取り要求が来る可能性がある。ここにおいて、輸出者500は、輸入者501の所在する国、または地域を集合的に示すURL等を所定申請機関502に申請する。返送処理を実現するためには、返送先の所在情報は何らかの形で必ず送られる。例えば、URLの場合、「・・・.jp」なら日本、「・・・.com」なら米国、「・・・.uk」なら英国を示すように、国、または地域の特定が可能である。これにより、図1、図2、図3、図4に示される実施例において、輸入者を特定する替わりに、輸入国、または輸入地域を特定する。図5において、図1と異なり、輸入者が手続きの契機となることであり、輸出者500は、インターネットであらゆる輸入者の電子データへのアクセスを認める前に予め所定申請機関502に対して所定申請手続きを完了し、許可データを受け取り、所定申請機関502が確認に必要な情報を電子税関503に送付完了していることが前提であり、輸入者501は、輸出者500に対し、該電子データの送付要求を行ない、輸出者500は、輸入者501に輸出者500、および電子税関503の所在場所を示す情報と許可データを送り、輸入者501は、自らの所在場所を示す情報とともに輸出者500の所在場所を示す情報と該許可データを電子税関503に送り、電子税関503は、輸出者500に確認結果を送る。輸出者500は、正当な輸出であることを確認すれば、該電子データを輸入者501へ送る。

【0029】図6において、600は、輸出者、およびその設備。601は、輸入者、およびその設備。602は、所定申請機関、およびその設備。603は、電子税関。

【0030】図5との違いは、輸出者600が、輸入者601から該電子データの送付要求を受けると、輸出者600が電子税関603に輸入者601の所在場所を示

す情報と許可データを送り、輸出者600は、正当な輸出であることを確認すれば、該電子データを輸入者601へ送る点にある。

【0031】図7は、図5において、輸出者500が不特定多数の輸入者に対して提供するHTML形式で示される公開ホームページ700の構造を示す。公開ホームページ700上に明示される該電子データを識別する情報を含む表示部701と輸入者501が選択した該電子データの指定部702、公開ホームページ700の輸出者500への返送処理の起動部703等が公開ホームページ700としてHTML形式で記述される。また、図6において、輸出者600が不特定多数の輸入者に対して提供するHTML形式で示される公開ホームページ700の構造を示す。公開ホームページ700上に明示される該電子データを識別する情報を含む表示部701と輸入者601が選択した該電子データの指定部702、公開ホームページ700の輸出者600への返送処理の起動部703等が公開ホームページ700としてHTML形式で記述される。

【0032】図8は、図7により、輸入者501が輸出者500に送付した該電子データ送付要求を受けて、輸出者500が輸入者501に電子税関503への確認依頼を促すためのHTML形式の構造を持つ返送ホームページ800で、Sun Microsystems, Inc. が提唱するJAVAやMicrosoft, Corp. が提唱するActive-Xに代表される言語等を用いて実施されるプログラム部801と電子税関503へのリンク部802を含み、輸入者がリンク部802への起動指定によりプログラム部801では、所定申請機関502が発行した許可データと輸出者500の所在データを生成して、輸入者501の所在場所を示すデータとともに電子税関に一括して送付する。

【0033】図9は、図5における手続きを図7の公開ホームページ700、および図8の返送ホームページ800を利用した場合のフローを示す。輸入者501は、輸出者500が、常時公開している公開ホームページ700を開いて、公開ホームページ700で表示されている電子データを指定する(ステップ901)。輸入者501は、該電子データを指定した公開ホームページ700を返送起動部703を選択することにより、輸出者500に返送する(ステップ902)。輸出者500は、輸入者501により選定された該電子データに対応する許可データと電子税関503、および輸出者500の所在場所を示す情報を生成するプログラム部801を含む返送ホームページ800を輸入者501に返送する(ステップ903)。輸入者501は、輸出者500から返送された返送ホームページ800に含まれる電子税関503へのリンク部802を起動する(ステップ904)。電子税関503は、ステップ904の起動によって送られる許可データとそれに付随して送付される輸入

者501の所在場所を示す情報を元に、所定申請機関502より、予め送付を受けていた確認に必要なデータと照合する(ステップ905)。照合の結果、輸入者501への該電子データの輸出が正当であるか否かの識別データを確認結果として、許可データとともに送付されてきた輸出者500の所在場所を示す情報に基づく輸出者500へ送付する(ステップ906)。輸出者500は、正当な輸出依頼である場合には、輸入者501に該電子データを送付する(ステップ907)。

【0034】図10は、図6における手続きを図7の公開ホームページ700を利用した場合のフローを示す。輸入者601は、輸出者600が、常時公開している公開ホームページ700を開いて、公開ホームページ700で表示されている電子データを指定する(ステップ1001)。輸入者601は、該電子データを指定した公開ホームページ700を返送起動部703を選択することにより、輸出者600に返送する(ステップ1002)。輸出者600は、輸入者601から返送された公開ホームページ800に含まれる輸入者601が指定した電子データに対応する許可データを輸入者601の所在場所とともに電子税関603へ送付する(ステップ1003)。電子税関603は、送られる許可データとそれに付随して送付される輸入者601の所在場所を示す情報を元に、所定申請機関602より、予め送付を受けていた確認に必要なデータと照合する(ステップ1004)。照合の結果、輸入者601への該電子データの輸出が正当であるか否かの識別データを確認結果として、輸出者600へ送付する(ステップ1005)。輸出者600は、正当な輸出依頼である場合には、輸入者601に該電子データを送付する(ステップ1006)。

【0035】

【発明の効果】現在、正当な輸出においても、該電子データの輸出は、技術的には、通信手段等を介して輸入者に送付することが可能であっても、税関に提示するために、物理媒体に収納して輸出するか、通信手段等を介して送付される電子データの如何に関わらず、税関におい

ては、申請書類だけで判断する方法しかなかったが、輸入者が税関に通信手段等を介して、所定申請機関が発行する許可データを該電子税関に送付することで、国際協定「ワッセナー・アレンジメント」に準拠する「外国為替および外国貿易管理法」およびこれに関連する政令、省令、通達に従う該輸出者と該輸入者間で通信手段等を介した輸出を実現する。また、インターネットでの情報提供が普及しつつある状況で、該輸出者の意図に関わらず該輸入者が該輸出者提供の該電子データを受け取りに行くという行為においても、該輸出者が申請し、許可を受けた国、または地域からの輸出要求であるか否かを判断でき、これにより、正当な国、または地域には、正当な輸出を実現する。

【図面の簡単な説明】

【図1】所定申請機関が許可データだけを発行する輸出手続きを表す図である。

【図2】所定申請機関が許可データに加え、輸出対象の電子データの加工データを発行する輸出手続きを表す図である。

【図3】図1に加え、所定申請機関が輸入者を識別する情報を発行する輸出手続きを表す図である。

【図4】図2に加え、所定申請機関が輸入者を識別する情報を発行する輸出手続きを表す図である。

【図5】インターネットを利用して行なう輸出手続きを表す図である。

【図6】インターネットを利用して不特定多数を対象として行なう輸出手続きを表す図である。

【図7】図5、および図6における輸出者が提供する公開ホームページの構造を示す図である。

【図8】図5における輸出者が提供する返送ホームページの構造である。

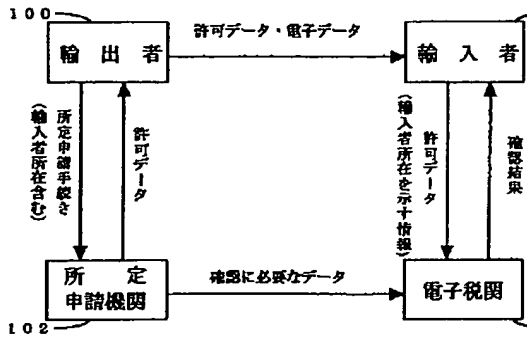
【図9】図5において、図7、および図8を利用した輸入要求から電子データ輸出までのフロー図である。

【図10】図6において、図7を利用した輸入要求から電子データ輸出までのフロー図である。

【符号の説明】

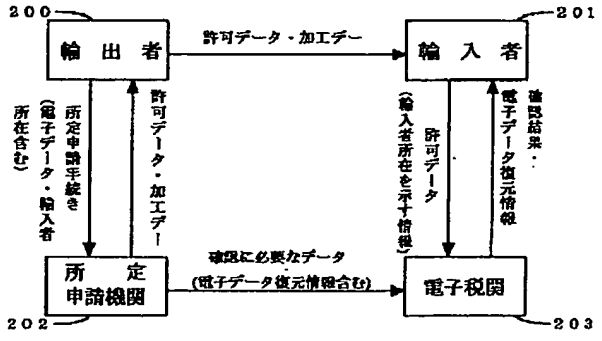
【図1】

図 1



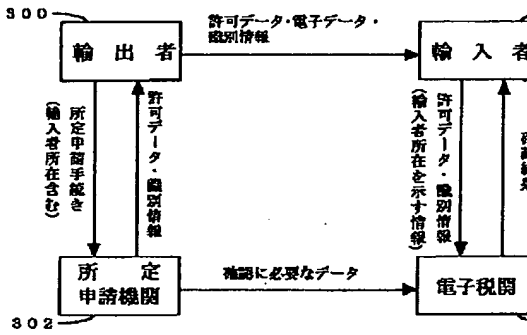
【図2】

図 2



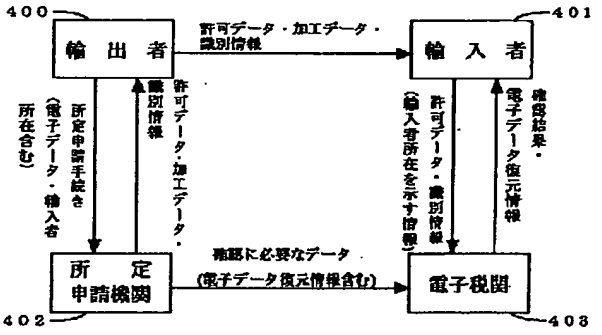
【図3】

図 3



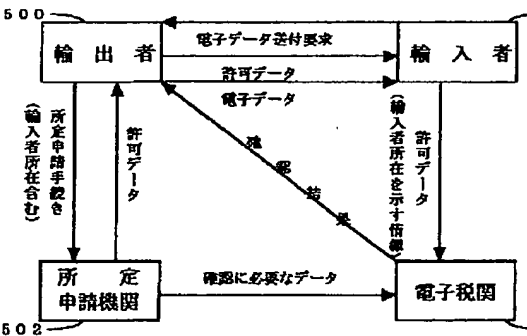
【図4】

図 4



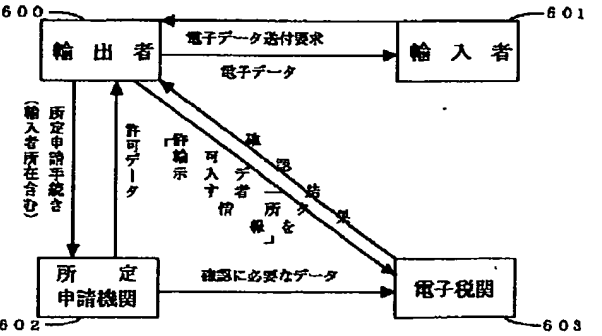
【図5】

図 5



【図6】

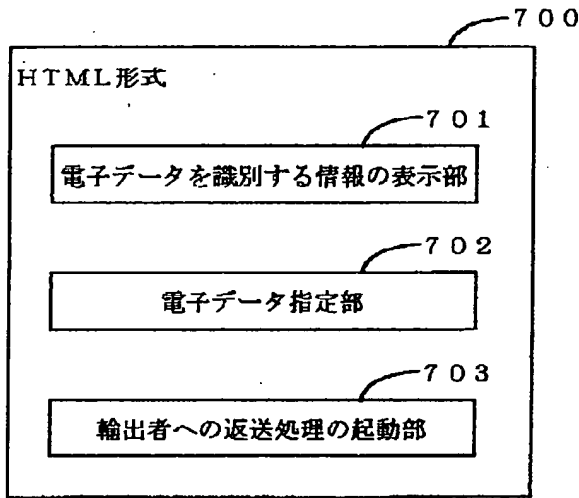
図 6





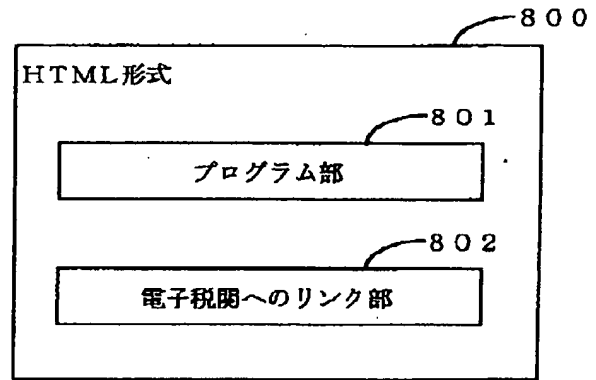
【図7】

図 7



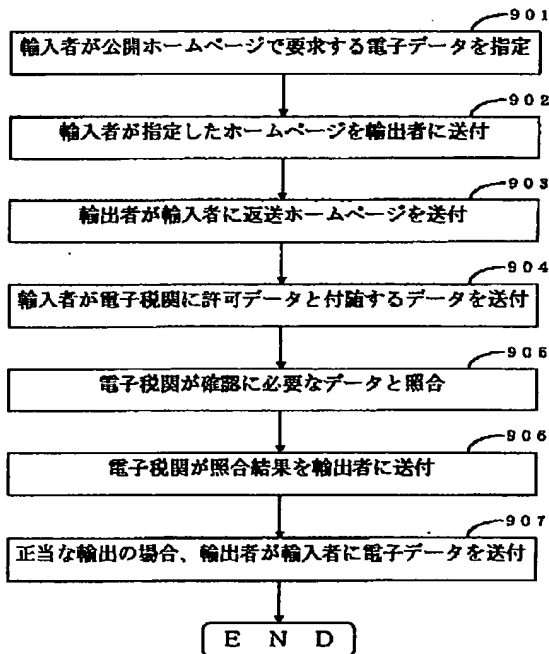
【図8】

図 8



【図9】

図 9



【図10】

図 10

